

## 8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間（一般職の標準的なものを記入） (2005(平成17)年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時間	休憩時間	休息時間	備考
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00	12:00～12:15 17:00～17:15	

(注) 1 休憩時間：職員が勤務時間の途中において、勤務から解放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

2 休息時間：一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として、条例・規則に基づき正規の勤務時間中に付与されるもの。

### (2) 年次有給休暇の取得状況 (2004(平成16)年1月1日～2004(平成16)年12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	全対象職員数 C	平均使用日数 B/C 日	取得率 B/A %
38,998	7,870	981	8.0	20.2

### (3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況 (2004(平成16)年4月1日～2005(平成17)年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員一人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間 数
153,151	16.9

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数。

2 「職員一人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員（管理職を除く）数で除したものの。

### (4) 特別休暇等の状況 (2005(平成17)年4月1日現在)

休暇の種類	付与日数・期間等	有給・無給の別	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間	有給	同	
証人、鑑定人、参考人等としての官公庁へ出頭	必要と認められる期間（往復に要する時間を含む）	有給	同	
ドナー休暇	必要と認められる期間（往復に要する時間を含む）	有給	同	
ボランティア休暇	5日以内/暦年（往復に要する時間を含む）	有給	同	
職員の結婚休暇	連続する5日以内	有給	同	
産前休暇	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合14週間）	有給	準拠	
産後休暇	出産日翌日から8週間以内	有給	同	
妊産婦の健康審査等	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは1週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回。	有給	異	国は、職務専念義務免除
妊娠中の職員の通勤緩和	1時間/日	有給	異	国は、職務専念義務免除

生理休暇	2日/回以内	有給	異	国は、職務専念義務免除
保育時間	1日2回、それぞれ30分	有給	同	
配偶者の出産	出産のため入院する日から産後2週間以内で2日以内	有給	同	
子の看護	小学校就学までの子の看護について5日/暦年以内	有給	同	
忌引	親族に応じ1~10日間	有給	同	
父母の追悼	1日/年、死亡後15年以内	有給	同	
夏季休暇	7月~9月の間で原則連続3日以内	有給	同	
住宅の滅失・損壊	連続7日以内	有給	同	
災害等による出勤困難	必要と認められる時間	有給	同	
退勤時の危険回避	必要と認められる時間	有給	同	
リフレッシュ休暇	2日/年度	有給	異	国は、制度なし

(注) 上記以外に介護休暇及び育児休業制度等があります。

## 9 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数 (2004(平成16)年4月1日~2005(平成17)年3月31日) (単位:人)

区 分		降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号					
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号第2項第1号			4		4
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号					
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号					
条例で定めた事由による場合	地公法第27条第2項					
計				4		4

### (2) 懲戒処分者数 (2004(平成16)年4月1日~2005(平成17)年3月31日) (単位:人)

区 分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号						29
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号						1
計							30

(注) 「訓告等」とは、事件当事者又は監督者に対して訓告、嚴重注意などの実質的な制裁を伴わない矯正措置をいいます。